

子育て応援プラン

平成30年4月2日現在

1. 商品名	・子育て応援プラン…しんきん保証基金
2. ご利用いただける方	<p>(1) 当金庫の営業地区内にお住まいの方、又は営業地区内の事業所に勤務している方</p> <p>(2) 年齢が満20才以上で、安定継続した勤務（営業）をされている方</p> <p>＊給与所得者の方は、勤続年数は問いません。</p> <p>＊自営業者の方は、現在の業種で確定申告の実績がある方</p> <p>＊派遣社員・パート等の非正規社員の方で、安定継続した収入が「年収が150万円以上ある」または「年収が90万円以上で家族の方と同居している」方。</p> <p>＊年金収入のある方</p> <p>(3) しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>(4) 小学校入学前の子供を養育する親権者（妊娠中の方を含む）の方または実質的に扶養する親族の方</p> <p>※親権者による申込の場合は、法令に基づく産前産後休業または育児休業中でも可。</p> <p>※上記(1)～(4)の全てを満たす方がご利用できます。</p>
3. お使いみち	<p>(1) 出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金（但し、お支払済みの資金は除きます）</p> <p>(2) 上記資金を用途とした当金庫を含む金融機関からお借り入れされたローンの借換資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む。但し上記①の資金と合わせたお申込に限りません）</p> <p><お使いみちの例></p> <p>育児用品購入費用、粉ミルク購入費用、ベビーシッター費用、胎教教室費用、通院・定期健診費用、入院・出産費用、子供の慶事費用、保育園・幼稚園費用、習い事費用、<u>注</u>入学準備費用等</p> <p>(注) 私立小学校の入学金は対象となりますが、1年生以降の授業料等は対象にはなりません。</p>
4. ご利用金額	・100万円以内（1万円単位）
5. ご利用期間	・3ヶ月以上10年以内
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。固定金利型。
7. お借入方法とご返済方法	<p>・証書貸付 — 毎月の元金均等または元利均等返済</p> <p>(1) 元金の返済をご融資当初の6ヵ月間据え置くこともできます。 （産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヶ月間の据え置き期間とは別に最長2年間まで据え置き期間を設定することも可能です。その場合のご利用期間は最長で12年間まで設定することができます。）</p> <p>(2) ご融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとのボーナス返済も可能です。</p>
8. 必要書類	<p>(1) 本人確認書 運転免許証（表裏） 運転免許証を取得されていない方は次のいずれか ①個人番号カード（表面）②パスポート ③顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ④運転経歴証明書（表裏）⑤上記①②③④をお持ちでない方は健康保険証等 ⑤の場合には、住民票抄本や公共料金の領収書のご提示が必要です。</p> <p>(2) 年収確認書類 公的所得証明、源泉徴収票、確定申告書控、年金裁定（改定）通知書または前年受取額を証する書類。</p> <p>(3) お使いみちの確認書類（振込依頼書等）等を徴求させていただきます。</p>
9. 保証	・しんきん保証基金の保証が必要となります。
10. 保証料	・金利に含まれます。

11. その他	<p>(1) ご利用に際しましては、お申し込み後に当金庫及びしんきん保証基金の所定の審査をさせていただきます。</p> <p>(2) 審査結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(3) ローンご利用期間中に、返済条件の変更する場合は所定の手数料が必要となります。</p> <p>(4) 資金は可能な限り支払先への振込みとさせていただきます。</p> <p>(5) 詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-5789-6153）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一がございます。ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>